

図面番号	意匠図	図面番号	意匠図
1	図面リスト	16	現況・改修後 防水納まり詳細図
2	仕様書（そのⅠ）	17	現況・改修後 雪庇防止柵詳細図
3	仕様書（そのⅡ）	18	現況・改修後 機械室囲い・基礎詳細図
4	仕様書（そのⅢ）		
5	仕様書（そのⅣ）		
6	仕様書（そのⅤ）		
7	仕様書（そのⅥ）		
8	設計概要 工事概要 外部仕上表		
9	配置図 案内図		
10	現況 2階平面図		
11	現況 3階平面図		
12	現況 屋上・PH階平面図		
13	改修後 2階平面図		
14	改修後 3階平面図		
15	改修後 屋上・PH階平面図		

実 現 状 況 記 録 用 紙		



一級建築士事務所 新潟県知事登録 (り) 1359号  
株式会社 関矢設計事務所  
郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 Tel 025-799-2122

管理建築士  
一級建築士 第228811号  
関 矢 茂 信

工事名称  
広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事  
図面名称  
図面リスト

年月日  
2021.12  
図面番号  
1 / 18  
縮 尺  
A1版  
FREE  
A3版  
FREE  
電  
機

広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事設計図 令和3年12月(全18枚)			
仕様書			
I 共通仕様			
1. 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官房営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下「改修標仕」という。)により、改修標仕に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官房営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版」(以下「標仕」という。)による。			
2. 改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2)「監督員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。			
3. 次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1.1.2用語の定義の(7)、(8)及び(14) (2) " 1.4.2材料の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4材料の検査等の(1) (4) " 1.7.1工事検査の(2)及び(3)			
4. 改修標仕の次の項目の規定は適用しない。 1章 1.1.2 用語の定義の(2) " 1.7.2 技術検査			
別表(建築改修工事)			
号 項目 置き換え後の改修標仕の規定			
1章 一般共通事項			
(1) 1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8)「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は押印された文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (10)「工事の完成」(約款第32条) (11)部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) (12)部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) (13)契約の解除時における出来形部分(約款第48条) (14)必要があると認めたときの臨時検査(約款第50条)		
(2) 1.4.2材料の品質等	(1)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9)特記により指定された材料又は製造者の製品		
(3) 1.4.4 材料の検査等	(1)工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(8)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7)工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合		
(4) 1.7.1 工事検査	(2)約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3)(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。		
II 特記仕様			
1.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2.特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。			
3.特記事項の記載の[ ]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。			
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また( )内は製品名を示す。			
5.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2)「監督員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。			
6.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1.1.2用語の定義の(7)、(8)及び(14) (2) " 1.4.2材料の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4材料の検査等の(1) (4) " 1.7.1工事検査の(2)及び(3)			
7.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。 1章 1.1.2 用語の定義の(2) " 1.7.2 技術検査			
別表(建築改修工事)			
号 項目 置き換え後の改修標仕の規定			
1章 一般共通事項			
(1) 1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8)「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は押印された文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (10)「工事の完成」(約款第32条) (11)部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) (12)部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) (13)契約の解除時における出来形部分(約款第48条) (14)必要があると認めたときの臨時検査(約款第50条)		
(2) 1.4.2材料の品質等	(1)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9)特記により指定された材料又は製造者の製品		
(3) 1.4.4 材料の検査等	(1)工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(8)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7)工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合		
(4) 1.7.1 工事検査	(2)約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3)(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。		
II 特記仕様			
1.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2.特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。			
3.特記事項の記載の[ ]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。			
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また( )内は製品名を示す。			
5.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2)「監督員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。			
6.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1.1.2用語の定義の(7)、(8)及び(14) (2) " 1.4.2材料の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4材料の検査等の(1) (4) " 1.7.1工事検査の(2)及び(3)			
7.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。 1章 1.1.2 用語の定義の(2) " 1.7.2 技術検査			
別表(建築改修工事)			
号 項目 置き換え後の改修標仕の規定			
1章 一般共通事項			
(1) 1.1.2 用語の定義	(7)「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者をいう。 (8)「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は押印された文書、及び新潟県CALSシステム上で電子決済処理された電磁的記録をいう。 (9)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査を含む。 (10)「工事の完成」(約款第32条) (11)部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第38条) (12)部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第39条) (13)契約の解除時における出来形部分(約款第48条) (14)必要があると認めたときの臨時検査(約款第50条)		
(2) 1.4.2材料の品質等	(1)工事に使用する材料は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(一般社団法人公共建築協会)契約時の最新版」の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。 なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。 (2)使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。 ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合(次の(7)から(9)のいずれかに該当する材料を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすことができる。)は、この限りでない。 (7)建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる材料 (8)建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿に記載されている材料又は製造所の製品(特記で改修標仕及び標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定した場合を除く。) (9)特記により指定された材料又は製造者の製品		
(3) 1.4.4 材料の検査等	(1)工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(8)に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (7)工事完成検査時又は工事写真で、JIS若しくはJASのマークを確認できる場合 (8)建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時又は工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合		
(4) 1.7.1 工事検査	(2)約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 (3)(1)の通知又は(2)の請求に基づく検査及び約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。		
II 特記仕様			
1.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2.特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。			
3.特記事項の記載の[ ]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記事項に記載の( )内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。			
4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また( )内は製品名を示す。			
5.改修標仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。 (1)「工事請負契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2)「監督員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。			
6.次の各号に該当する改修標仕の項目について、改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1.1.2用語の定義の(7)、(8)及び(14) (2) " 1.4.2材料の品質等の(1)及び(2) (3) " 1.4.4材料の検査等の(1) (4) " 1.7.1工事検査の(2)及び(3)			
7.改修標仕の次の項目の規定は適用しない。 1章 1.1.			

③ シーリング		[3. 1. 4] [表3. 1. 2] [3. 7. 4~3. 7. 7]			4-2 1 ひび割れ部改修工法			[4. 1. 4] [4. 2. 2] [4. 3. 5]			4-4 1 既存タイル張りの撤去			・外壁タイル張り全面・図示の範囲 撤去範囲 ※下地モルタルまで・張付けモルタルまで			4-5 3 仕上げ塗材			種類、仕上げの形状、工法 [4. 1. 5] [4. 2. 2] [表4. 2. 5]					
防 水 改 修 工 事	改修工法の種類	施工箇所	コ ン ク リ ト 打 放 し 上 げ 外 壁 改 修 工 事	④シーリング充填工法	図示による	コンクリート打放し仕上げ外壁改修工事	充填材料	種別	備考	・シーリング材	※1成分形又は2成分形 ボリマーケントモルタルの充填	・可とう性ボリキ樹脂	・可とう性ボリキ樹脂	・既存タイル張り面	・既存タイル張り面 (・コンクリート面・モルタル面)	塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修 工 事	・複層仕上塗材	種類	呼び名	仕上げの形状					
	・シーリング充填工法			・シーリング充填工法			※1成分形又は2成分形 ボリマーケントモルタルの充填			・シーリング材	※行わない	・行う	・樹脂注入工法	[4. 1. 4] [4. 3. 4] [4. 5. 2] [4. 5. 5]	塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修 工 事	・薄付け仕上塗材	※外装薄塗材E	※砂壁状・着色骨材砂壁状							
	・拡幅シーリング充填工法			・拡幅シーリング充填工法			・既存タイル張り面			・可とう性ボリキ樹脂			・既存タイル張り面 (・コンクリート面・モルタル面)		・複層仕上塗材	・複層塗材CE	・ゆず肌状・凸部処理※凹凸状								
	・ブリッジ工法			・ブリッジ工法			・樹脂注入工法			・手動式ボリキ	0.2以上~1.0以下	※200~300	※130	・樹脂注入工法	[4. 1. 4] [4. 3. 4] [4. 5. 2] [4. 5. 5]	塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修 工 事	・複層塗材E	耐候性※耐候形3種	・耐候形2種						
	シーリング材の種類及び施工箇所	[3. 7. 2] [表3. 7. 1]		シーリング材の種類及び施工箇所	[3. 7. 2] [表3. 7. 1]		・自動式低圧ボリキ	0.2以上~1.0以下	※200~300	・手動式ボリキ	0.2以上~0.3以下	※50~100	※40	・機械式ボリキ	0.3超え~0.5以下	※100~200	※70	・複層塗材RE	※防水形複層塗材E	溶媒※ワニ系・ボリカ系					
	※下表以外は、改修標仕表3. 7. 1を標準とする			施工箇所	シーリング材の種類(記号)		・樹脂注入工法	0.3超え~0.5以下	※150~250	・樹脂注入工法	0.5超え~1.0以下	※150~250	※130	・樹脂注入工法			・外壁改修工事	・外壁用塗膜防水材	防水形の増塗材※行う						
	接着性試験	[3. 7. 8]		接着性試験	[3. 7. 8]		※簡易接着性試験・引張接着性試験(対象施工部位)			※改修標仕4. 3. 6(2) (a)を「プライマーを塗布したのち、シール材をバテへら等でケラックに押し込み、周囲と平滑に仕上げる。」と読み替える。				注入材料	[4. 2. 2]	塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修 工 事	・外壁用塗膜防水材	外壁用塗膜防水塗り	[4. 1. 5] [4. 2. 2] [4. 8. 2] [表4. 2. 6]						
	ただし試験成績書を監督員に提出し、承諾を得た場合は試験を省略できる																仕上げの形状	工法							
	撤去既存シーリングの処理			撤去既存シーリングの処理			事前調査等	・行う(下記の要領で分析する)	・行わない	現場においてサンプルを採集し、専門分析機関で分析を行う。				検査(コア抜取り)	[4. 3. 4] [4. 5. 5]	塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修 工 事	・外壁改修工事	外壁用塗材の耐候性※JIS A 6909の耐候形1種相当							
	探取個所	※外壁目地	・建具周囲目地	・図示			探取個所	※外壁目地	・建具周囲目地	・図示				・下地拳動緩衝材の適用	・適用する	・適用しない									
	探取個所数	・部材が異なる毎に1箇所	・図示											吹付け工法の模様材の種類	・	・所要量	[kg/m <sup>2</sup> ]								
	分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う			分析によりPCBの含有が確認された場合は、下記により施工調査等を行い、適切に処理を行う			調査範囲	※今回改修工事範囲全て	・図示	調査内容	シーリング使用部位及び長さの確認			外壁改修工事	外壁用塗材の種類	・外壁用塗材	外壁用塗材の種類	・外壁用塗材	外壁用塗材の種類	外壁用塗材の種類	外壁用塗材の種類	外壁用塗材の種類			
	調査範囲	・外壁改修工事範囲全て	・図示				施工範囲と工事監理区分の確認							・所要量	[kg/m <sup>2</sup> ]										
	仮設計画																								
	廃棄物等の搬出方法																								
9 とい	材種	[3. 8. 2] [表3. 8. 1]																						[5. 1. 3]	
	・配管用鋼管	※硬質塩化ビニル管	・リサイクル硬質ボリマーキュリ発泡三層管																						
	多雪地域の軒どい受け付け間隔	[3. 8. 2]																							
	・適用する(0.5m以下)	・適用しない																							
	鋼管製といの防露	[3. 8. 3] [表3. 8. 4]																							
	※改修標仕表3. 8. 4による																								
	たてどい受け金物の受け付け	※図示	・標仕13. 5. 3(4) (a)による	[3. 8. 3] (13. 5. 3)																					
⑩ アルミニウム製笠木	アルミニウム製笠木の種類	[3. 9. 2] [3. 9. 3] [表3. 9. 1]																							
	形式	種類	幅(mm)	板厚(mm)	表面処理・色合い	固定間隔	下地補修																		
	オ ン ブ ン	・250形	1.6以上	・B A - 1	建築基準法	※行う	(図示)																		
		・300形	1.8以上	・B A - 2	建築基準法	※行う	(図示)																		
		・350形	2.0以上	・B A - 3	建築基準法	※行う	(図示)																		
		・板材折 曲 シ ル	・	・2.0	・B A - 4	建築基準法	※行う	(図示)																	
		・板材折 曲 シ ル	・	・2.0	・B A - 5	建築基準法	※行う	(図示)																	
	板材折曲(形)アルミニウム製笠木の取付工法																								
	笠木の固定金具は改修標仕3. 9. 3(2) (f)とし、それ以外の取付方法は図示による																								
4-1 1 施工数量調査		[1. 5. 2]																							
外 壁 改 修 工 事 共 通 事 項	下記の劣化状況調査の結果について、施工方法、施工箇所、施工数量等をまとめた施工数量調査報告書を提出し、監督員の承諾を得て施工する。																								
	調査範囲																								
	仕上塗材仕上げの下地となる外壁、庇等の躯体コンクリート面、既存モルタル、タイル等の面																								
	調査内容																								
	ひび割れの幅及び長さを壁面等に図示する。																								
	ひび割れ部の拳動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。																								
	浮き部分を壁面に表示する。また、モルタルの剥離・剥落など欠陥部分を調査する。																								
	コンクリートの表面の剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。																								
	仕上塗材等の劣化部分、剥落部等を壁面に表示する。																								
	新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示する。																								
	新規仕上塗材の美観に影響を与えるおそれのある段差部等を壁面に表示																								

5 建具改修工事		8 鋼製軽量建具 (標準型鋼製軽量建具を含む)		簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による [5.5.2][5.5.6] 鋼板類の種類 ・亜鉛めっき鋼板 ・ピート被覆鋼板 ・ガラス鋼板 ・ステンレス鋼板		5 建具改修工事		5 19 ガラスドアロック積み ガラスドアロック 寸法(mm) 表面形状 性能等 呼び寸法 厚さ 色調 パターン 防火性能 耐火性能 ※クリア 淡無し 淡無し		6 内装改修工事		6 木下地等 「製材の日本農林規格」による製材 品名 樹種 寸法(mm) 等級 形状 含水率 保存処理 ・下地用針葉樹製材 ※2級 ・造作用針葉樹製材 上小節 小節以上 A種・B種 ・広葉樹製材 ※1等 「製材の日本農林規格」以外の製材 施工箇所 樹種 寸法(mm) 材面の品質 防虫処理 含水率 ・ ( ) 通用する ・ 通用しない ・ 樹種のうち杉は、県産材を使用する		6 内装改修工事		6 13 帯電防止床タイル張り 種類 厚さ(mm) 性能 ・コンポジションビニル床タイル ※2.0・ ・ホジニアビニル床タイル ※4.0又は4.5 1.0×10 <sup>9</sup> Ω以下、又は、 漏洩抵抗値(JIS A 1454による) ・ 1.0×10 <sup>10</sup> Ω未満													
9 ステンレス製建具		簡易気密型ドアセットの性能値の適用は建具表による [5.4.2][5.6.2][表5.4.1] 外部に面する建具の耐風圧性 ・S-4 ・S-5 ・S-6		10 木製建具 かまち戸の樹種 かまち( ) 鏡板( ) (16.7.2) ふすまの種別 I類 II類 (表16.7.3) ふすまの上張り ※新鳥の子又はピロ紙程度 鳥の子 (表16.7.3) ふすまの縁の仕上げ 塗り縁 生地縁 (表16.7.10)		11 建具用金具 マスター・製作する(本) ※製作しない [5.7.4] 鍵札数量 ※錠前1組に2枚とする 錠前1組に 枚とする かぎ箱 市販品 形式 30組用 60組用 120組用		12 自動ドア開閉装置 自動ドアの開閉機構 開閉方法 引き戸用検出装置の種類 ※スライディングドア ・電子マットイッチ ・タッチスイッチ ※光線(反射)センサー ・スイングドア ・音波センサー ・熟練センサー ・光電センサー 凍結防止措置 ※行わない 行う ( ) [5.8.3]		13 自閉式上吊り引戸装置 ※適用する(適用建具及び適用位置は図示による) [5.9.1]		14 重量シャッター 外部に面するシャッターの耐風圧強度( ) N/m [5.10.2] 開閉機能 ※上部電動式(手動併用) 上部手動式 [5.10.2][表5.10.1] 二重カーブ、急降下制動装置、急降下停止装置等を設けた電動シャッターの [5.10.2] 設置箇所 図示 障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 図示 屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 ・設ける(設置箇所: 図示 ) 一般重量シャッターのシャッターケース ※設ける 設けない [5.10.2]		15 軽量シャッター 開閉形式 ※手動式 上部手動式(手動併用) [5.11.2][表5.11.1] 外部に面するシャッターの耐風圧強度( ) N/m [5.11.2] スラット 厚さ(mm) 0.5 0.6 0.8 1.0 [表5.11.2] 材質 ※塗装融亜鉛めっき鋼板又は銅帶 [5.11.3] 形状 ※シングル・ダブル形 ・オーバーラッピング形 [5.11.4] カーブドレール等 ※鋼板製 ・ステンレス製SUS304(厚さ1.5mm) [表5.11.2] シャッターケース 厚さ(mm) 0.4 0.8 [表5.11.2]		16 オーバーヘッドドア セクション材料 開閉方式 収納形式 ガイドレール ※スチールタイプ ※パラス式 ・スラidingドア形 ・溶接亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウムタイプ ・チャーン式 ・ローハード形 ※ステンレス鋼板(SUS304) ・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハーフドア形 ・バーチカル形		17 ガラス 耐風圧性能による区分 50 75 100 125 [5.12.2]		18 がく 下記以外は、建具表による [5.13.2] ・合わせガラス 特性による種類 ※II-1類 ・強化ガラス 材料板がくによる種類 III類(曲面はI類) ・ガート強化ガラス ・型板がく ・熱線吸収ガラス 材料板がくによる種類 色調 ・熱線吸収ガート板がく ・ブルー グレー ブロス グリーン ・熱線吸収網入り磨き板がく ・複層ガラス 材料板がくの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ 建具表による 耐熱性による区分 T1 T2 T3 T4 T5 T6 日射取得性、日射遮へい性による区分 G S 乾燥気体の種類 空気 ・熱線反射ガラス 品質 反射皮膜面 材料板がくの種類 映像調整 ※熱線反射ガラス ※内面 外面 フロート板がく ※行わない ・高性能熱線反射ガラス 内面 熱線吸収フロート板がく 行う ・倍強度ガラス 材料板がくによる種類の名称 色調 ※フロート倍強度ガラス グレー ブルー ブロス ・熱線吸収倍強度ガラス [5.13.2][表3.7.1]		19 がく 建具の種類 種類 アルミニウム製及び樹脂製 シーリング材 ※ガスケット(FIX部はシーリング材) 鋼製及び軽量鋼製 ※シーリング材 ステンレス製 ※シーリング材		20 ガラス用フィルム 名稱 種類 張り面 性能値 ※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内張り 外張り 飛散防止率 95%以上 品質 JIS A 5759による		21 集成材 作作用集成材等 品名 規格・品質 心材の樹種 化粧単板の樹種 見付け面数 ・造作用集成材 ※1等 2等 ・化粧ばり造作用集成材 ※1等 2等 ・化粧ばり構造用集成柱 1等 2等 直交集成板 品名 強度等級 種別 接着性能(使用環境) 樹種 ・異等級構成直交集成板 A種 B種 ・同一等級構成直交集成板 A種 B種 8 合板等 品名 板厚 接着の程度 樹種 防虫処理 ・普通合板 ※5.5mm ※1類 2類 ・構造用合板 ※12mm 特種 ※1類 ・化粧合板 A種 B種 ・天然木化粧合板 A種 B種 9 防腐・防蟻処理 防腐処理 行う(適用範囲) ※改修標仕6.5.5(1)による 図示 防蟻処理 行う(適用範囲) [6.5.5] 防腐・防蟻剤は凹凸り等を含まない非機械系の表面処理用木材保存剤とし、種類及び品質等が確認できる資料を監督員に提出し承諾を受ける。 防腐・防蟻処理の方法 工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。 ただしその現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて表面処理用木材保存剤を塗布することとする。 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部材 保存処理性区分 ・K2 K3 K4 ・K2 K3 K4 10 軽量鉄骨天井下地 屋外の場合の形式及び寸法 [6.6.3][表6.6.2] 下地材の間隔(mm) 施工箇所 野縁受、吊り脚、シート 中央部 周辺部 野縁 ただし、建築基準法に基づき指定する条件により、定まる風圧力に対応した工法を改修標仕1.2.2[施工計画書]による品質計画で定める。 既存の埋込みシート 使用する 使用しない [6.6.4] あと施工アートの引抜き試験 行う 行わない [6.6.4] 屋外の場合の試験 荷重 400N 箇所数 当該階において3箇所程度 図示 ふところが3mを超える場合の補強 図示 [6.6.4] 屋外の天井の補強 図示 改修標仕6.6.4(11)による [6.6.4] 11 ビニール床シート張り 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) ※発泡層のないもの ※F S 淡無地 マーブル柄 ※2.0 ・発泡層のあるもの 淡柄物 無地 工法 ※熱溶接工法 突付け(施工箇所) [6.8.3] 12 ビニール床タイル張り 種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考 ※コンポジションビニル床タイル KT ※2.0 ・单層ビニル床タイル TT ・複層ビニル床タイル FT ・置敷きビニル床タイル FOA ・薄型置敷きビニル床タイル FOB		13 仕様書(そのIII) Ver. 020401	
14 重量シャッター		15 軽量シャッター		16 オーバーヘッドドア		17 ガラス		18 フローリング張り 種別 仕上げの種類 ・弹性ウレタン樹脂塗床材 平滑仕上 防滑仕上 つや消し仕上げ ・エボキシ樹脂塗床材 薄膜流しの仕上げ(※平滑 防滑) ・厚膜流しの仕上げ(※平滑 防滑) ・樹脂モルタル仕上げ(※平滑 防滑) ・薄膜型塗床		19 量敷き 適用箇所 量の種別 改修標仕表6.5.10による床材 A種 B種 C種 D種(※KT-III C種) ホリスティックフォーム床下地 C種 D種(※KT-III C種)		20 せっこうボード 種類 厚さ(mm)・規格等 ・硬質木毛セメント板 15 20 25 ・普通木毛セメント板 15 20 25 ・けい酸カルシウム板 タフ(無石綿) ・ロッカール化粧吸音板 ※フローリング(※9.0 12.0 ) ・凹凸(※12.0 15.0 ) ・せっこうボード 9.5(準不燃) 12.5(不燃) ・不燃積層せっこうボード 9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) ・化粧有(オーバーライド) ・シングルせっこうボード 9.5(準不燃) 12.5(準不燃) ・強化せっこうボード 12.5(不燃) 15.0(不燃) ・難燃合板 ・普通合板 表板の樹種・板面の品質・厚さ※図示 接着の程度・1種・2種・防虫処理・行う・行わない ・軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 ※適用する・適用しない ・せっこうボードの総目処理 [6.13.2][表6.13.1] 目地工法の種類 せっこうボードのエッジの種類 施工箇所 ・総目処理工法 テープ ベンチ ・突付け工法 ベンチ ワキ ・目透かし工法 ベンチ ミキ ・自透かし工法 ベンチ ミキ																	
17 がく留め材		18 がく留め材		19 がく留め材		20 がく留め材		21 仕様書(そのIII) Ver. 020401																					

6 内 装 改 修 工 事	21 吸音材 内 装 改 修 工 事	[表6.13.1]					6 内 装 改 修 工 事	種類 施工箇所				6 内 装 改 修 工 事	改修法 枠の材質 表面の材質 下地				7 塗 装 改 修 工 事	[7.11.2] [表7.11.1]							
		種類	記号	厚さ(mm)						※集成材クリッカ仕上げ(市販品 径 約45mm又は約60mm)					・かぶせ工法 ※アルミニウム製	※特殊発泡ビニール張り	・図示による	塗替えの場合 新規塗りの種別							
22 壁紙張り 工 事	22 壁紙張り 工 事	・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	※25						・ビニル製ハドレーム(幅 約50mm)					・撤去工法	・	・	下地調整 下地調整							
		※クリスケル吸音ボード32K	GW-B	※25						・						・	・	・A種 ※B種							
23 モルタル塗り 工 事	23 モルタル塗り 工 事	[6.14.2]					6 内 装 改 修 工 事	(20.2.8)				6 内 装 改 修 工 事	42 しつくい塗り				7 塗 装 改 修 工 事	改修法 枠の材質 表面の材質 下地				[7.11.2] [表7.11.1]			
		施工箇所	壁紙の種類	施工箇所	防火性能の級別	備考		種類	区分	種類	寸法(mm)	備考	室名	部位	42 しつくい塗り				塗替えの場合 新規塗りの種別						
24 タイル 工 事	24 タイル 工 事	施工場所・用途	形狀寸法 (mm)	耐凍害性 ありなし	うわぐすり 施釉無釉	役物 ありなし	色 標準特注	[6.15.3]					※塗化二塗製					・A種 ※B種				[7.12.2] [表7.12.1]			
		モルタル・現調合材料 (セメントは本特記仕様書8-1、8-2「セメントの種類」による)	モルタル	既製合材	既製目地材	既適用しない	適用する(形状は図示による)	[6.15.3]					・既適用しない	・適用する(形状は図示による)	モルタル	既適用しない	・適用する(形状は図示による)	・A種 ※B種				[7.13.2] [表7.13.1]			
25 フリアーケンロード 工 事	25 フリアーケンロード 工 事	[6.15.4]					[6.15.5]					[6.15.6]					・既適用しない				[7.14.2] [表7.14.1]				
		内装タイル	内装タイル	タイルの試験張り	※行わない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き	※行かない	行う	タイルの見本焼き
26 可動間仕切 工 事	26 可動間仕切 工 事	[6.16.3]					[6.16.3]					[6.16.3]					[6.16.3]				[6.16.3]				
		施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能 (注1)	表面仕上げ材 水平力 (注2)	施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能 (注1)	表面仕上げ材 水平力 (注2)	施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能 (注1)	表面仕上げ材 水平力 (注2)	施工箇所	構法	仕上り高 (mm)	適用地震時 水平力	耐荷重性能 (注1)	表面仕上げ材 水平力 (注2)
27 移動間仕切 工 事	27 移動間仕切 工 事	[6.16.4]					[6.16.5]					[6.16.6]					[6.16.3]				[6.16.3]				
		構造形式	バーチカル 総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	バーチカル表面仕上げ	遮音性 (JISによる記号)	遮音性能による区分 厚さ(mm)	表面材	表面材	表面仕上げ	操作方法	遮音性能による区分 厚さ(mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法	構造形式	バーチカル 総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	バーチカル表面仕上げ	遮音性 (JISによる記号)	遮音性能による区分 厚さ(mm)	表面材	表面材	表面仕上げ	操作方法
28 トイレブース 工 事	28 トイレブース 工 事	[6.16.7]					[6.16.8]					[6.16.9]					[6.16.3]				[6.16.3]				
		表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材	表面仕上げ材
29 階段滑止め 工 事	29 階段滑止め 工 事	[6.16.10]					[6.16.11]					[6.16.12]					[6.16.3]				[6.16.3]				
		材種	形状	幅(mm)	厚さ(mm)	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り	表面材入り

耐震改修工事	1 コンクリートの類別及び強度、品質	[8. 1. 3][表8. 1. 1]	8-2-14 連続繊維シート巻き	材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの 材質 引張り強度(含浸硬化工後) ・2500N/mm <sup>2</sup> 以上 ・3000N/mm <sup>2</sup> 以上 ヤング係数(含浸硬化工後) ・2.35×10 <sup>5</sup> N/mm <sup>2</sup> 程度 ・2.00×10 <sup>5</sup> N/mm <sup>2</sup> 以上 工法 ※(財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 ・ 下地調整 仕上げモルタルの除去　※行う　・行わない 柱及び梁の隅角部の面取り ※工法の評価内容による	[8. 2. 13]	8-2-27 耐火被覆	[8. 18. 2]	9 石綿含有建材の処理	※建築物の解体工事、アスベスト除去について、以下の基準を適用する。 ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成26年3月31日付け 技術上の指針公示第21号) ・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2. 20版] 平成30年3月(厚生労働省) ・建築物の解体工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建設労働災害防止協会) ・建築物等に係る石綿飛散漏洩防止対策マニュアル2014. 6(環境省水・大気環境局大気環境課) ・石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について(平成29年5月30日付け 環水大大発第1705301号)
	2 鉄骨製作工場	[8. 1. 5]	8-2-15 監督員の承諾する製作工場 ・建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた株式会社日本鉄骨評価センター又は株式会社全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場	[8. 2. 13]	8-2-28 溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合	[8. 20. 5]	9-2 石綿含有吹付け材の除去	除去工法	[9. 1. 3]
	3 施工管理技術者	[8. 1. 6]	※適用する	[8. 2. 13]	8-2-29 既存コンクリート面の目荒し	[8. 21. 3]	9-3 石綿含有保温材等の除去	除去工法	[9. 1. 4]
	4 鉄筋の種類	[8. 2. 1][表8. 2. 1]	種類の記号 呼び名(mm) ・SD295A D16以下 ・SD345 D19以上 ・	[8. 24. 6]	8-2-30 増設・補強工事の打込み	[8. 21. 8][8. 23. 5]	9-4 石綿含有成形板の除去	養生等	[9. 1. 5]
	5 溶接金網	[8. 2. 2]	網目の形状、寸法及び鉄線の径 網目の形状、寸法(たて×よこ) 鉄線の径または呼び(mm) ※100×100 ※6.0 ・	[8. 3. 4]	8-2-31 柱補強	[8. 23. 5]	9-5 除去した石綿等の処分等	建物内部で除去を行う場合、除去作業場所と他の場所を隔てるため、開閉部位(出入口、換気口、窓等)は閉とし、ガラスの破損箇所等で開となっている部位を養生シート等で塞ぐ。 石綿含有成形板の種類	[9. 1. 3][9. 1. 4][9. 1. 5]
	6 あと施工アンカーの材料	[8. 2. 4]	あと施工アンカーの材料 ・金属拡張アンカー ※接着系アンカー セルフドリルの種類 ※有機系	[8. 3. 5][表8. 3. 6]	8-2-32 スリットの施工	[8. 25. 2]	9-6 断熱アスファルト防水改修	※上記以外にアスベスト含有が疑われる建材があった場合は、速やかに監督員と協議すること。	[9. 2. 3]
	7 セメントの種類	[8. 2. 5][表8. 2. 3]	※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、河川セメントA種又は ・フライアッシュセメントA種 ・普通エコセメント ・高炉セメントB種( ) 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、次の規定の全てに適合するものとする。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。	[8. 3. 6]	9-1 石綿含有建材の施工調査	[9. 1. 1]	9-7 外断熱改修	除去した石綿等の処理 ※各種廃棄物分類に応じた最終処分場で埋立処分 ・中間処理 ・アスベストの中間処理に適する溶接施設において溶接処理 ・大臣認定を受けた無害化処理施設において無害化処理	[9. 1. 3][9. 1. 4][9. 1. 5]
	8 骨材の品質	[8. 2. 5]	アルカリシリカ反応性による区分 ・A ※B(コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m <sup>3</sup> )	[8. 3. 7]	9-2 石綿含有建材の施工	[9. 1. 1]	9-8 断熱アスファルト防水改修	工法の種類 施工箇所	[9. 2. 3]
	9 混和材料の種別	[8. 2. 5]	※混和剤 ・混和材(※JIS A 6202による膨張材 )	[8. 3. 8]	9-3 分析による石綿含有建材の調査	[9. 1. 1]	9-9 断熱・防露改修	外装材の種類 施工箇所 防火性能 備考	[9. 3. 2]
	10 型枠	[8. 2. 7]	スリーブの材料、規格等 図示	[8. 12. 4]	9-4 分析方法	[9. 1. 1]	9-10 屋上緑化改修	既存外壁材の撤去 行う 行わない	[9. 3. 3]
	11 鋼材	[8. 2. 8][表8. 2. 7]	鋼材の材質 種類の記号 適用箇所 規格等 ・SS400 ※JIS規格による ・SN400B ※JIS規格による ・	[8. 12. 7]	9-5 石綿含有建材の定性分析方法	[9. 1. 1]	9-11 透水性アスファルト舗装改修	下地面の清掃 行う 行わない	[9. 3. 3]
	12 高力ボルト	[8. 2. 9]	高力ボルトの適用 ※トルク形高力ボルト JIS形高力ボルト 溶融亜鉛めっき高力ボルト	[8. 13. 2]	9-6 石綿含有建材の定量分析方法	[9. 1. 1]	9-12 既存保護層等の撤去	既存保護層等の撤去 行う 行わない	[9. 3. 3]
	13 モルタル及びグラウト材	[8. 2. 12]	柱底均しモルタル ※無収縮モルタル ・	[8. 13. 10]	9-7 测定時期、場所及び測定点	[9. 1. 1]	9-13 断熱材設置する部分の下地に欠損部がある場合	断熱材を設置する部分の下地に欠損部がある場合	[9. 3. 3]
	14 グラウト材	[8. 2. 12]	グラウト材 ※無収縮グラウト材 ・プレミックス形 現場調合形	[8. 15. 4]	9-8 测定箇所数	[9. 1. 1]	9-14 断熱アスファルトの種類による	※4. 1. 4 [外壁改修工法の種類]による	[9. 3. 4]
	15 無収縮モルタルの品質及び試験方法	[表8. 2. 10]	※圧縮強度試験は、公的機関で行う。 ・ブリーディング・混ぜ2時間後のブリーディング率: 2.0%以下 無収縮性・材齢7日: 収縮しない 圧縮強度・材齢3日: N/mm <sup>2</sup> 以上 ・材齢28日: N/mm <sup>2</sup> 以上 コシステンシー・J1ロードによる流动時間 8±2秒 ・供体は、JIS A 1132(コンクリートの强度試験用供体の作り方)に準じて、直径50mm、高さ100mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108(圧縮强度の試験方法)により行う。 ・国示による。	[8. 15. 7]	9-9 测定箇所	[9. 1. 1]	9-15 既存保護層等の設置	既存保護層等の設置 行う 行わない	[9. 3. 3]
	16 鉄骨の工作図	[8. 2. 11]	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う	[8. 15. 12]	9-10 测定方法	[9. 1. 1]	9-16 枯朽補修及び枯損処理	枯朽補修及び枯損処理 行う 行わない	[9. 4. 4]
	17 鋼止め塗料	[8. 17. 2]~[8. 17. 4]	※工場1回塗り、工事現場1回塗り ・工場2回塗り 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行う(塗装範囲: 国示 ) ※行わない 上記以外※改修標仕8. 17. 2(1)による 塗料種別※A種 B種	[8. 17. 2]~[8. 17. 4]	9-11 自動測定器による測定	[9. 1. 1]	9-17 既存舗装の撤去	既存舗装の撤去 行う 行わない	[9. 7. 2]
	18 鋼骨工作仮組	[8. 18. 1]	26 塗料種別:	[8. 18. 1]	9-12 測定方法	[9. 1. 1]	9-18 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	19 開先形状	[8. 18. 1]	27 測定名称	[8. 18. 1]	9-19 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-20 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	20 あと施工アンカーの施工確認試験	[8. 18. 1]	28 測定方法	[8. 18. 1]	9-21 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-22 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	21 鉄骨の工作図	[8. 18. 1]	29 測定名称	[8. 18. 1]	9-23 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-24 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	22 鉄骨工作仮組	[8. 18. 1]	30 測定方法	[8. 18. 1]	9-25 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-26 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	23 開先形状	[8. 18. 1]	31 測定方法	[8. 18. 1]	9-27 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-28 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	24 スカラップ	[8. 18. 1]	32 測定方法	[8. 18. 1]	9-29 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-30 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	25 溶接部の試験	[8. 18. 1]	33 測定方法	[8. 18. 1]	9-31 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-32 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	26 鋼止め塗料	[8. 18. 1]	34 測定方法	[8. 18. 1]	9-33 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-34 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	27 鋼骨工作仮組	[8. 18. 1]	35 測定方法	[8. 18. 1]	9-35 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-36 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	28 開先形状	[8. 18. 1]	36 測定方法	[8. 18. 1]	9-37 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-38 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	29 スカラップ	[8. 18. 1]	37 測定方法	[8. 18. 1]	9-39 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-40 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	30 溶接部の試験	[8. 18. 1]	38 測定方法	[8. 18. 1]	9-41 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-42 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	31 鋼止め塗料	[8. 18. 1]	39 測定方法	[8. 18. 1]	9-43 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-44 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	32 鋼骨工作仮組	[8. 18. 1]	40 測定方法	[8. 18. 1]	9-45 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-46 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	33 開先形状	[8. 18. 1]	41 測定方法	[8. 18. 1]	9-47 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-48 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	34 スカラップ	[8. 18. 1]	42 測定方法	[8. 18. 1]	9-49 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-50 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	35 溶接部の試験	[8. 18. 1]	43 測定方法	[8. 18. 1]	9-51 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-52 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	36 鋼止め塗料	[8. 18. 1]	44 測定方法	[8. 18. 1]	9-53 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-54 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	37 鋼骨工作仮組	[8. 18. 1]	45 測定方法	[8. 18. 1]	9-55 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-56 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	38 開先形状	[8. 18. 1]	46 測定方法	[8. 18. 1]	9-57 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-58 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	39 スカラップ	[8. 18. 1]	47 測定方法	[8. 18. 1]	9-59 仕様書(そのV)	[9. 1. 1]	9-60 既利活用する層	既利活用する層 行う 行わない	[9. 7. 2]
	40 溶接部の試験	[8. 18. 1]	48 測定方法	[8. 18. 1]	9-61 仕様書(そのV)	[9.			

⑩ 追加特記	1 公共事業労務費調査への協力	※協力する
	2 工事監理方式	共同監理　・ 有り　・ 無し
	3 適用基準等	・ 営繕工事電子納品要領（国土交通省大臣官房官房営繕部整備課施設評価室） ※工事運行マニュアル（新潟県土木部都市局営繕課作成）
	4 総合図	※作成する
	5 工事成績評定	※受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や工事特性に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。 (様式等は、工事運行マニュアルによる。)

⑥ 工事区分表

(注)原則〇印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を並べた二欄に適用する。

④建設廃棄物の搬出 工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。	搬出する廃棄物名	金属くず	セーリング材 廃プラ	木くず	コンクリートくず
	処理施設名称	(有)渡邊鋼鉄店	(株)小出環境サービス	三島谷興産(株)	(株)湯沢重機建設
	施設所在地	魚沼市四日町381	魚沼市七日市416番地1	長岡市大槻三島谷 宇石原坂1247番地	南魚沼郡湯沢町 大字湯沢1208番地1
	連絡先	025-792-6140	025-793-1288	0258-47-0131	025-785-5371
	備考				

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

⑤建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

⑥自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

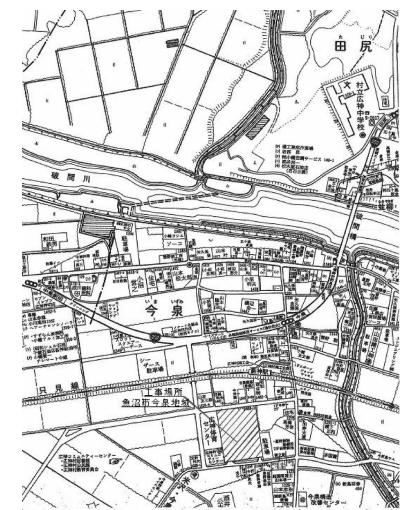
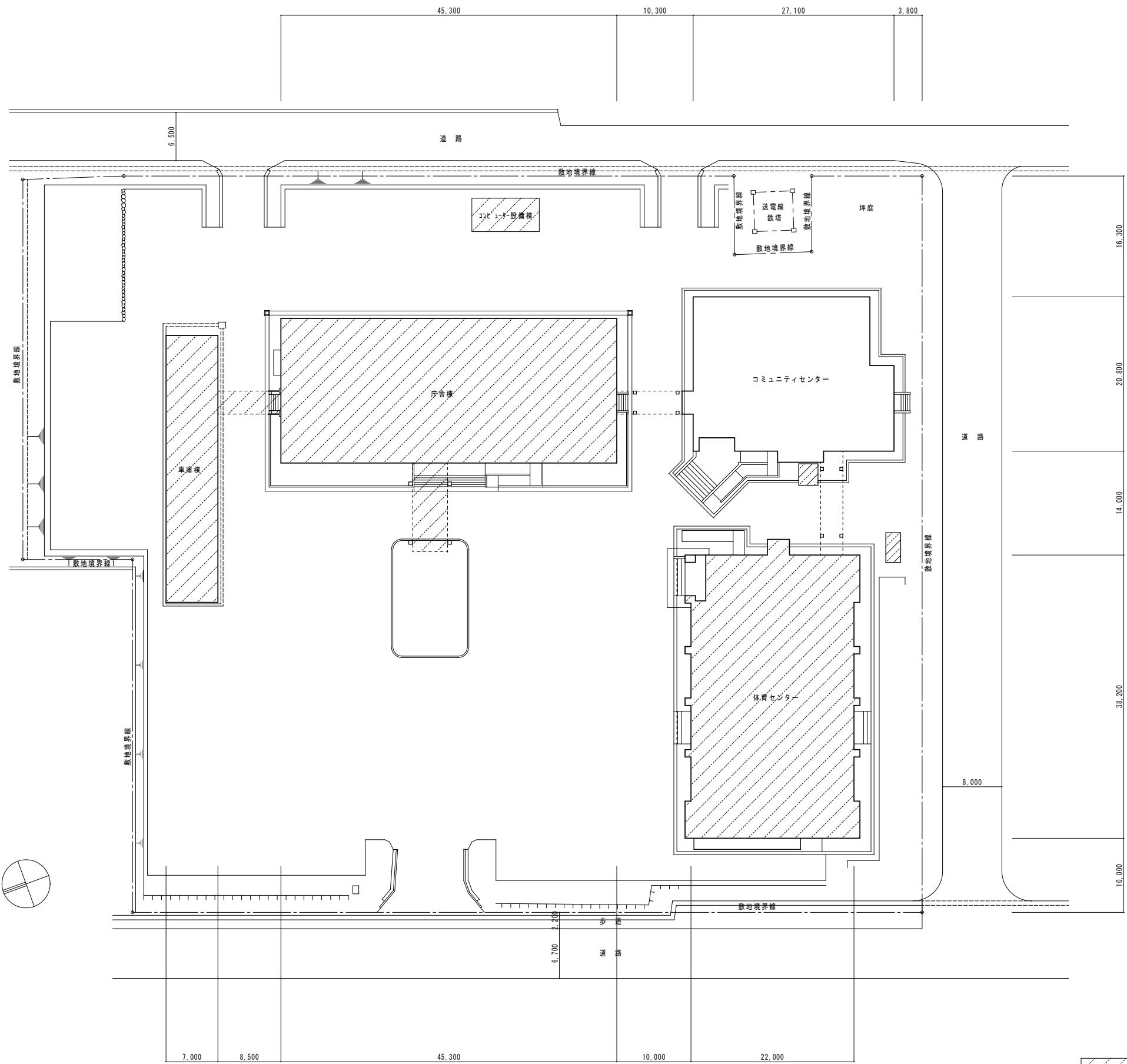
⑦ 協議について  
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

仕様書(そのVI)  
Ver. 020401

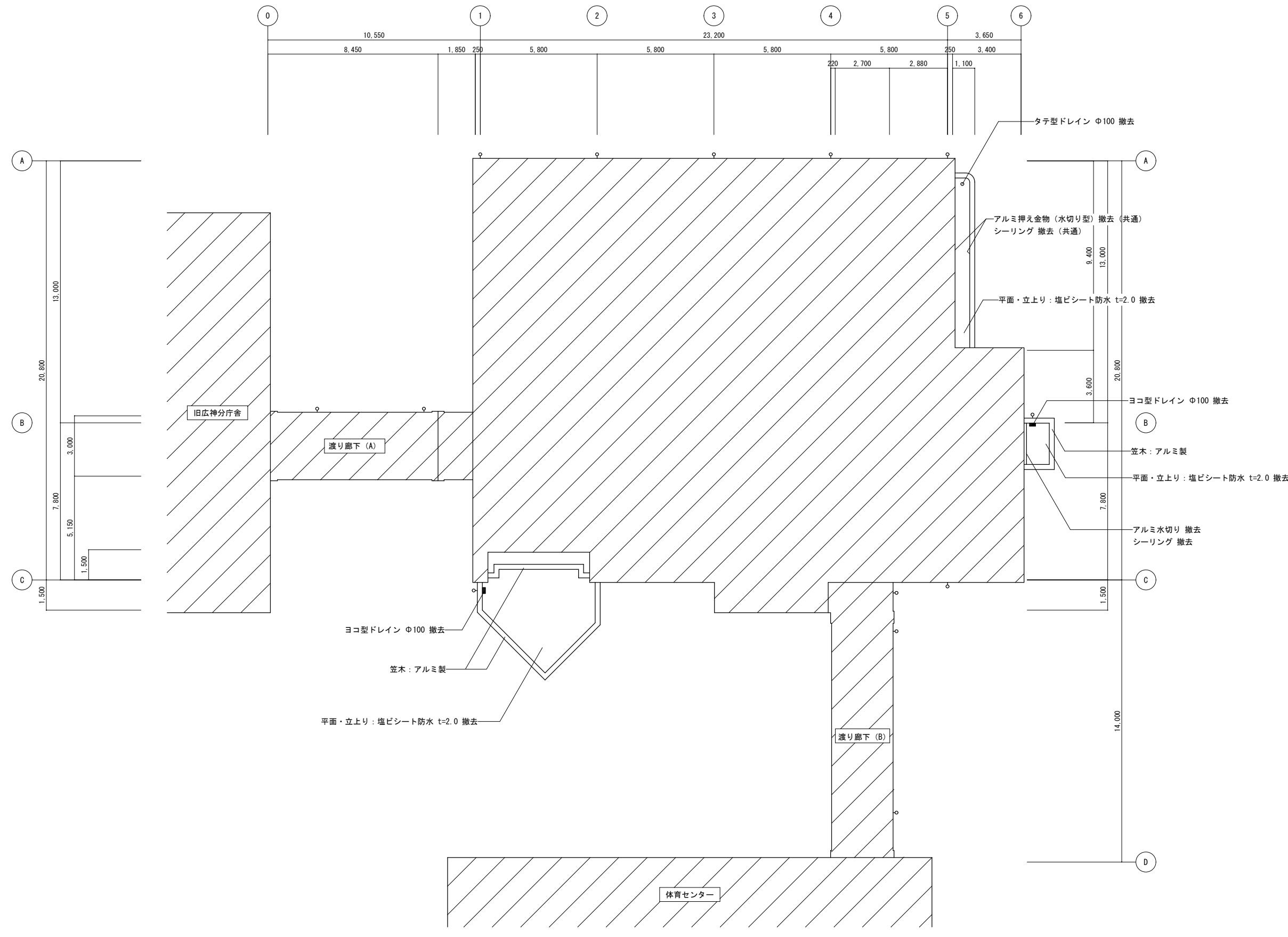
設計概要		工事概要	
工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事		コミュニティセンター棟 屋上階防水改修、PH階防水改修、ポーチ屋根防水改修、南側玄関屋根防水改修、雪庇防止柵取付	
工事場所 魚沼市今泉1488-1 渡り廊下棟 屋根防水改修、雪庇防止柵取付			
工事種別 改修工事			
建物用途 コミュニティセンター			
構造・規模 コミュニティセンター棟 RC・SRC造 3階建 延床面積 1,645.32 m <sup>2</sup> 渡り廊下(A)棟 S造2階建 延床面積 30.90 m <sup>2</sup> 渡り廊下(B)棟 S造2階建 延床面積 37.80 m <sup>2</sup>			

外部仕上表				
コミュニケーションセンター棟 屋上階防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0	雪庇防止柵 基礎	なし
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		
コミュニケーションセンター棟 PH階屋上防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0	雪庇防止柵	屋上に取付(既存図示)
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		
コミュニケーションセンター棟 ポーチ屋根防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0	ドレイン	ヨコ引きドレイン 14ヶ所 タテ引きドレイン 2ヶ所
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		
コミュニケーションセンター棟 南側玄関屋根防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0		
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		
渡り廊下(A)棟 屋根防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0		
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		
渡り廊下(B)棟 屋根防水	改修前	平面 コンクリート打 (増打t=30) 金コテ下地塩ビシート防水 t=2.0		
	改修後	立上り コンクリート打放し補修の上塩ビシート防水 t=2.0		
		平面・立上り 既存塩ビシート防水 t=2.0撤去 平面・立上り 高圧水洗浄 平面・立上り部 ポリマー系樹脂モルタル下地補修 平面 クラック処理 Uカットシーリング		
		平面 塩ビシート防水 t=2.0 立上り部 塩ビシート防水 t=2.0		

変更		一級建築士事務所 新潟県知事登録 (リ) 1359号 株式会社 関矢設計事務所 郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 TEL 025-799-2122	管理建築士 一級建築士 第228811号 関矢 茂信	工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事 図面名称 設計概要 工事概要 外部仕上表	年月日 2021.12 面番号 8/18
				縮尺 A1版 FREE A3版 FREE 電機	

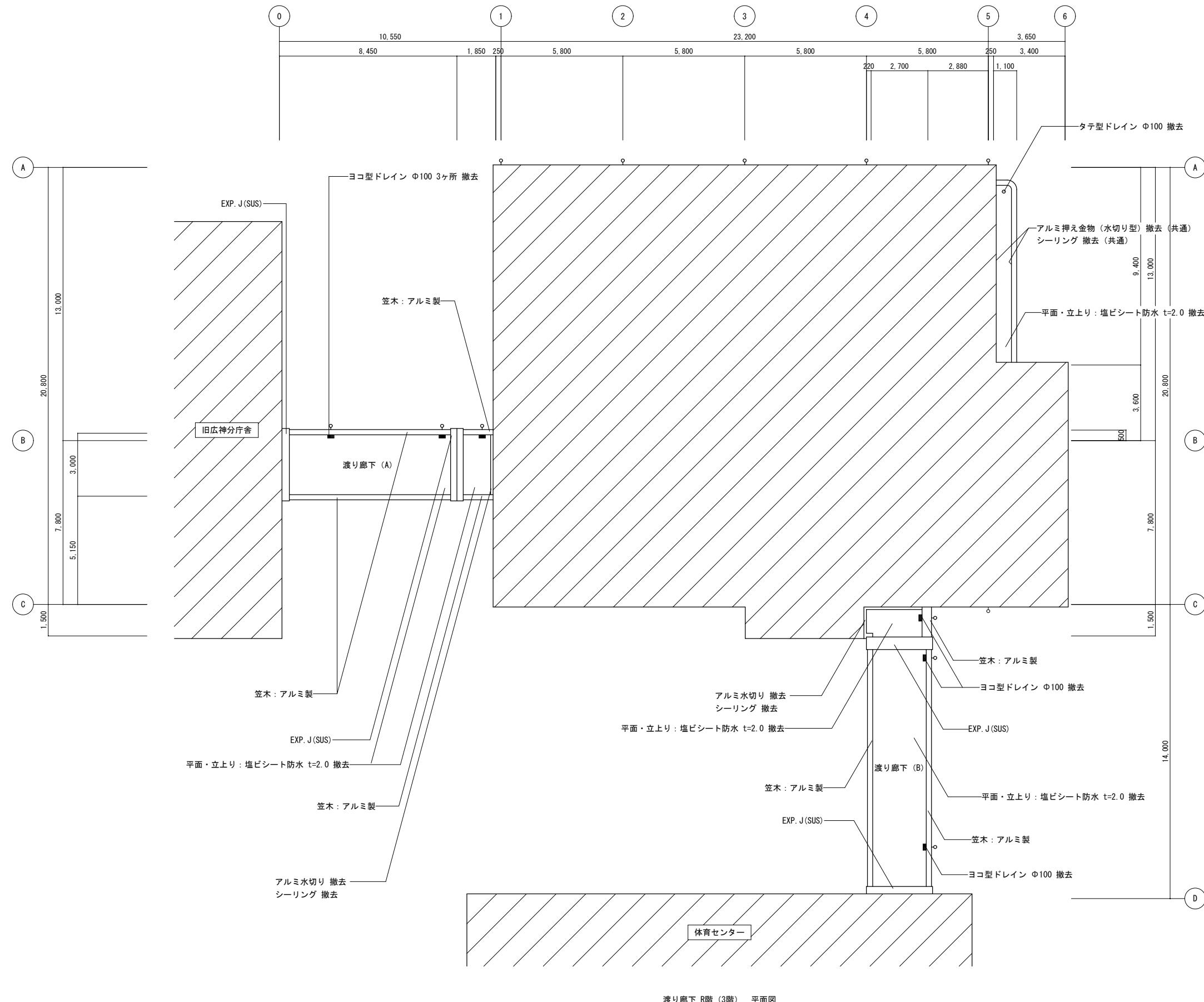


変更	一級建築士事務所 新潟県知事登録 (り) 1359号 株式会社 関矢設計事務所 郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 Tel 025-799-2122	工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事 年月日 2021.12 図面番号 9/18
	管理建築士 一級建築士 第228811号 関 矢 茂 信	図面名称 配置図 案内図 縮尺 A1版 S-1/200 A3版 S-1/600 電 機

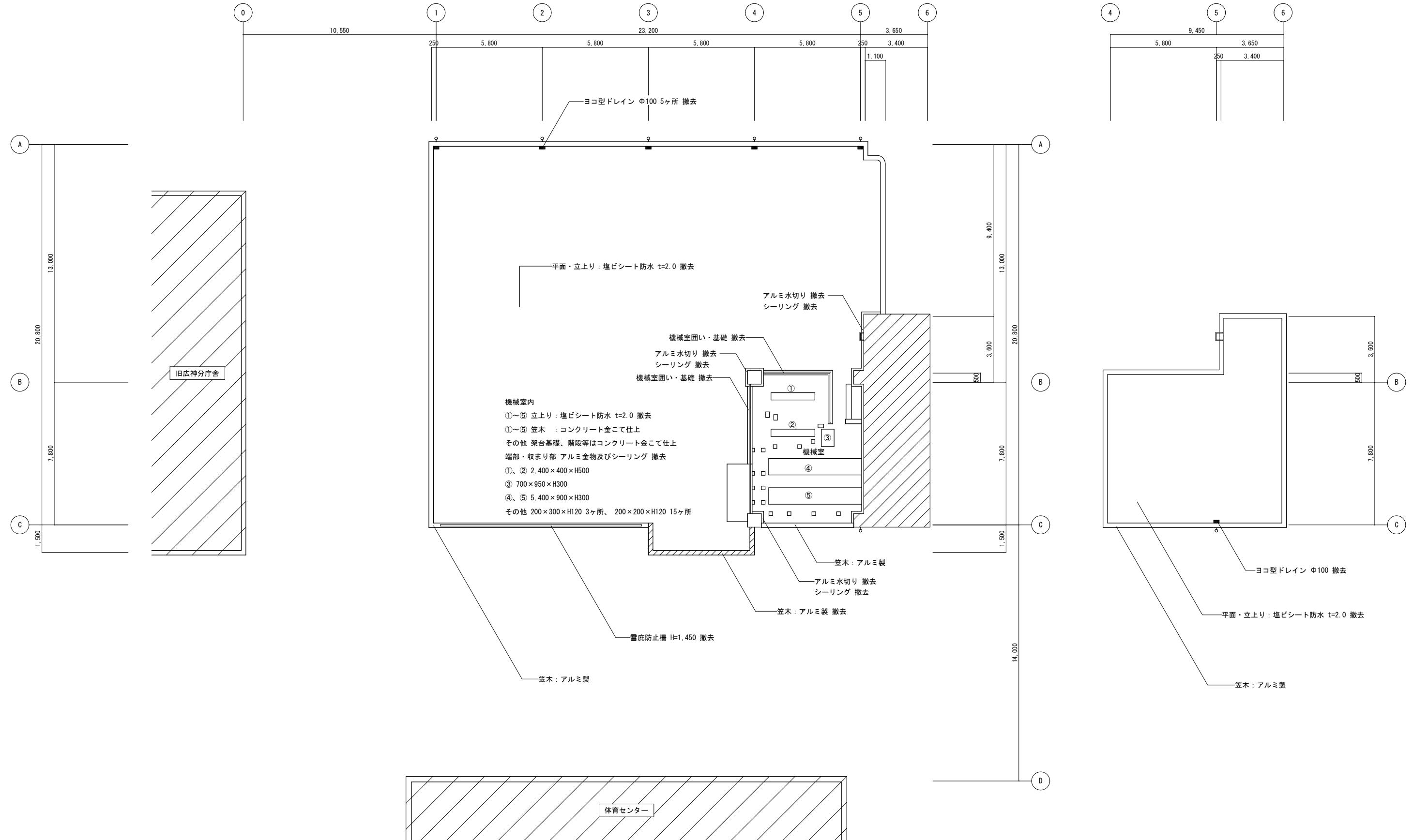


ポーチ屋根（2階） 平面図

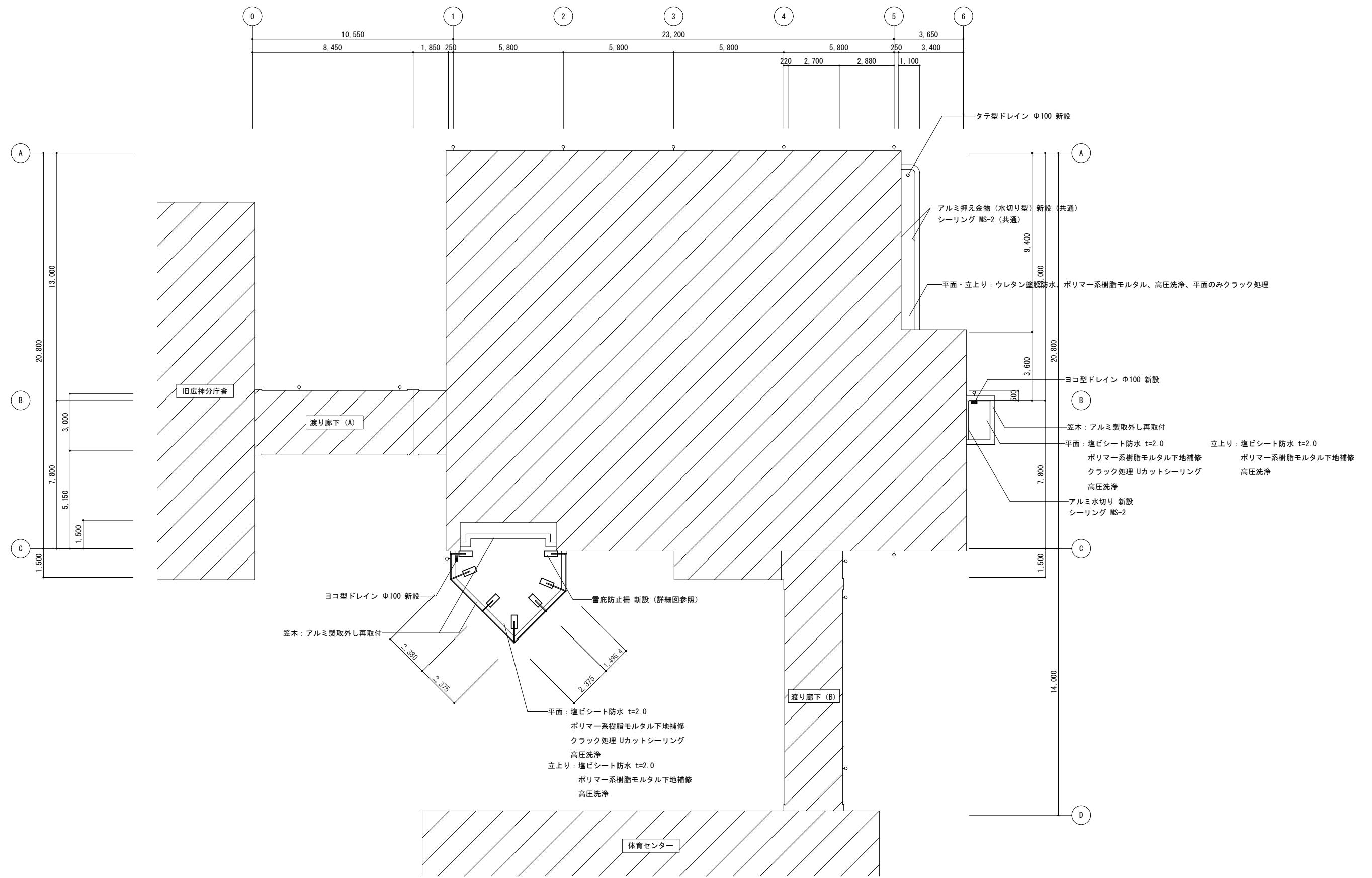
実 現 度 量		一級建築士事務所 新潟県知事登録（り）1359号 株式会社 関矢設計事務所 郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 TEL 025-799-2122	工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事 図面名称 現況 2階平面図	年月日 2021.12 図面番号 10 / 18
			縮尺 A1版 S-1/100 A3版 S-1/200	電 機

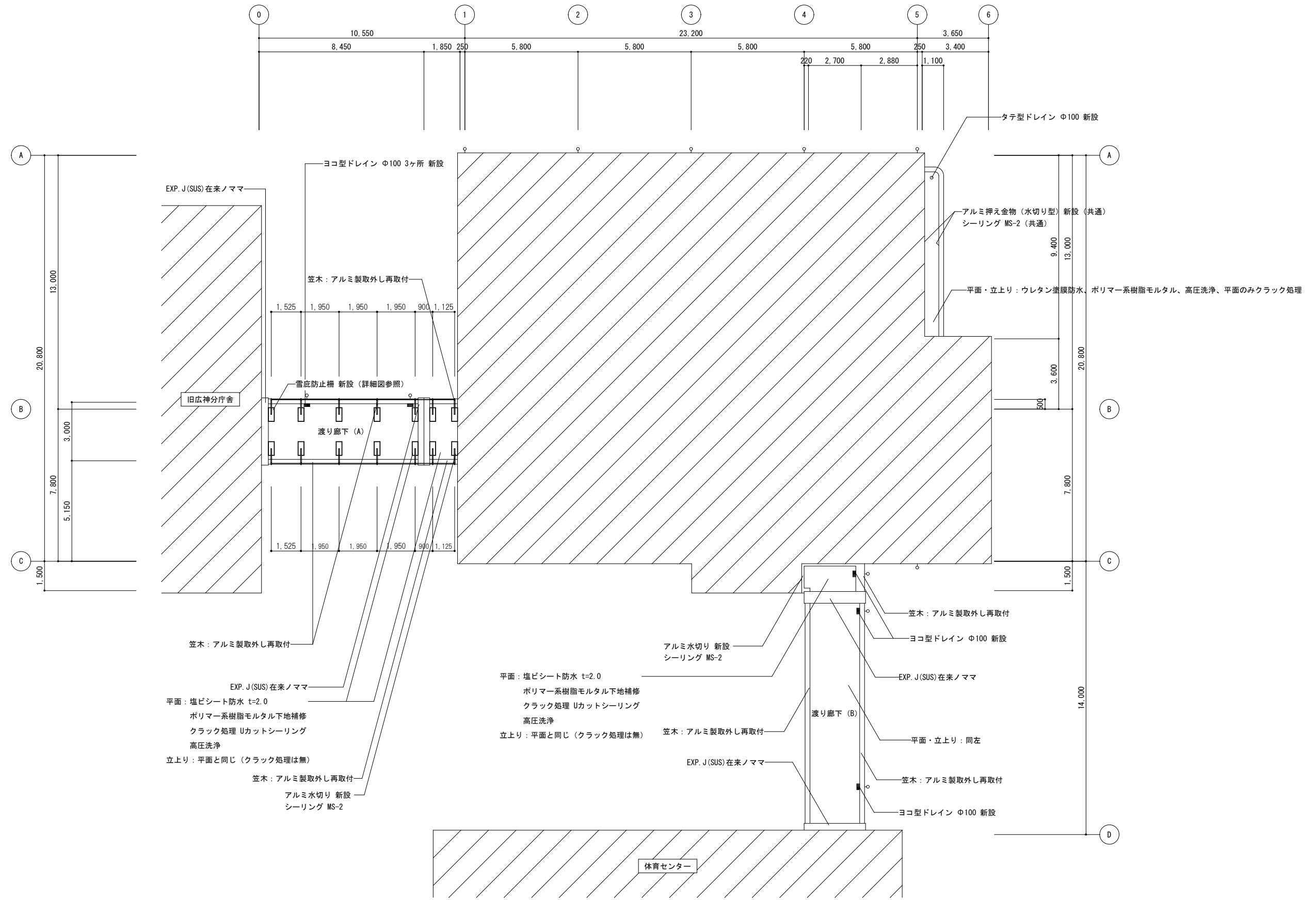


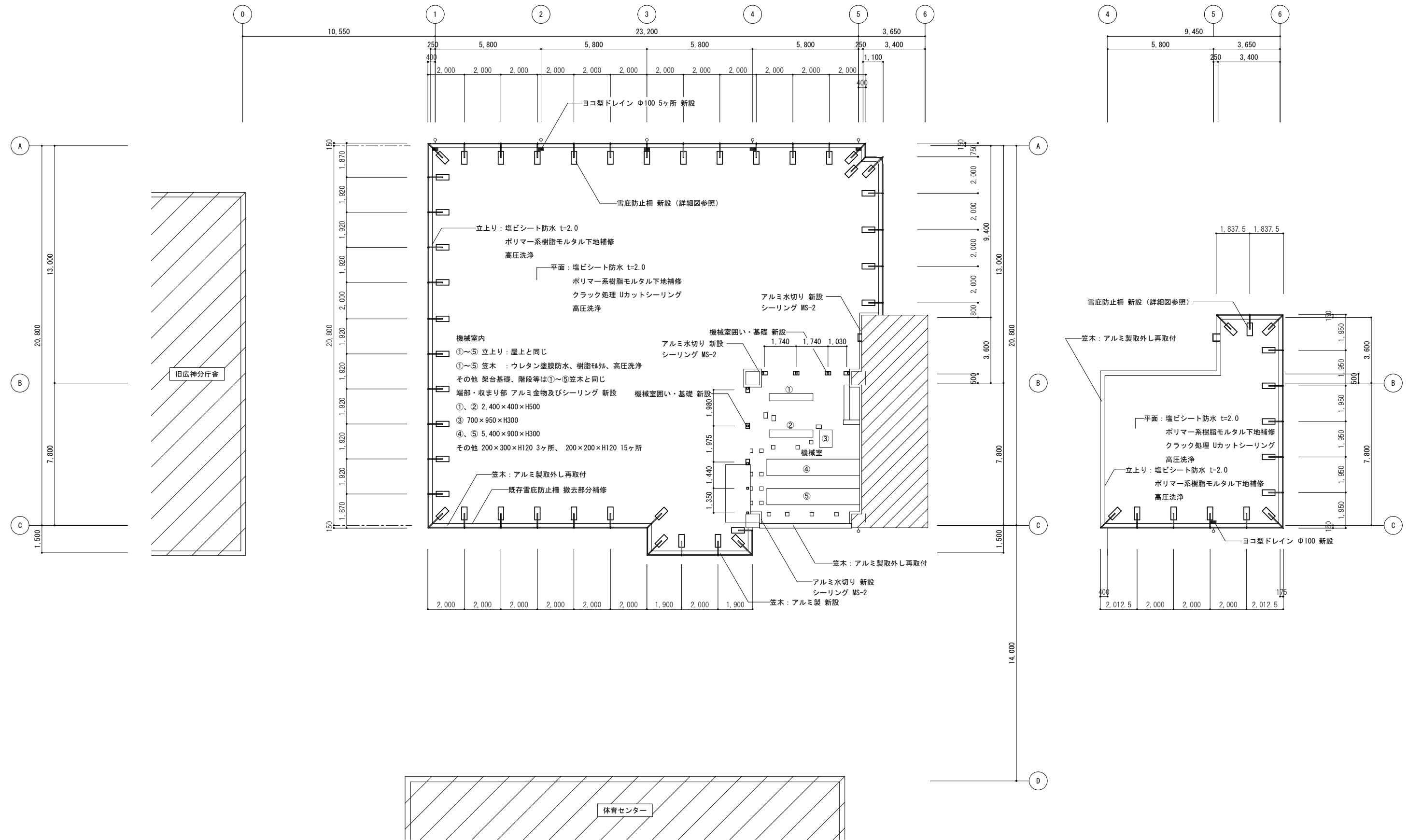
渡り廊下 R階 (3階) 平面図



実測	一級建築士事務所 新潟県知事登録 (リ) 1359号 株式会社 関矢設計事務所 郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 Tel. 025-799-2122	管理建築士 一級建築士 第228811号 関 矢 茂 信	工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事 図面名称 現況 屋上・PH階平面図	年月日 2021.12 図面番号 12 / 18
				縮尺 A1版 S=1/100 A3版 S=1/200 電機

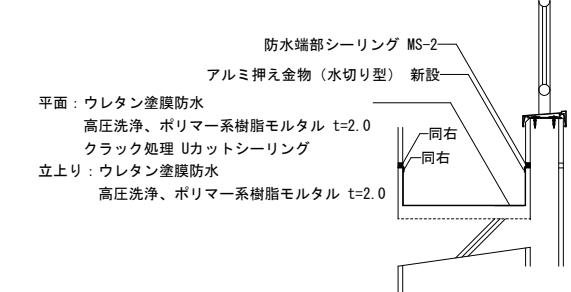
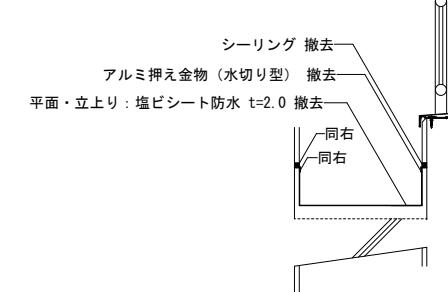
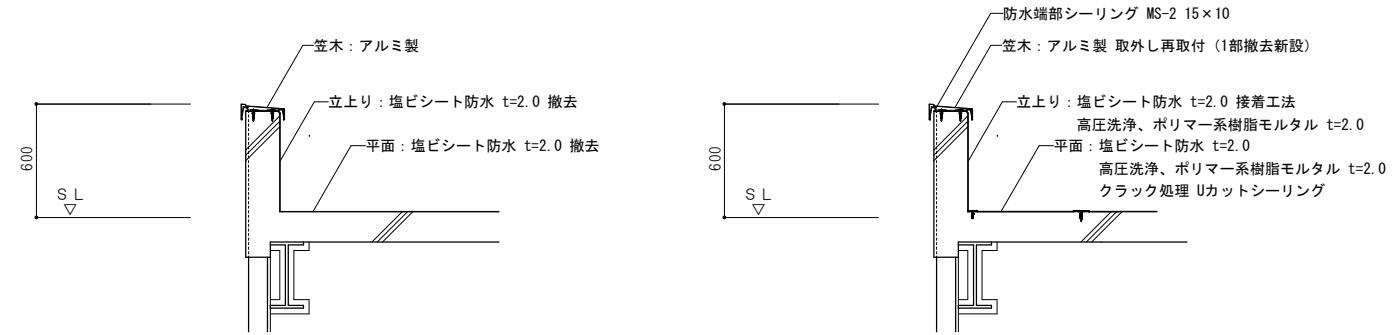
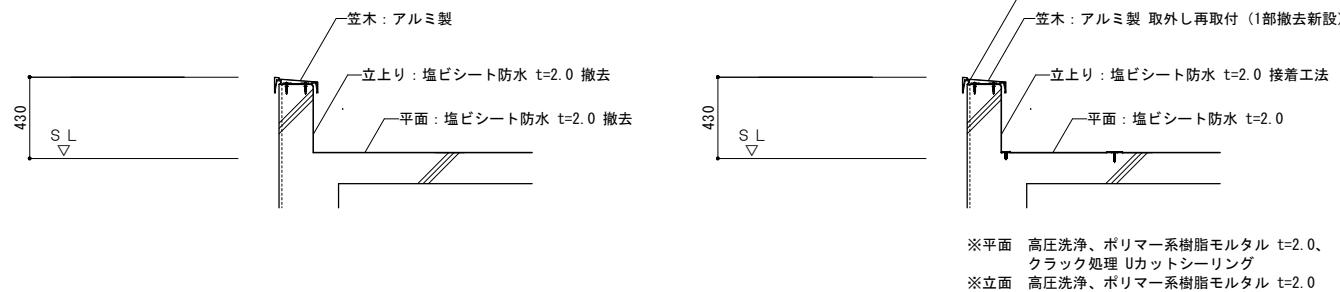
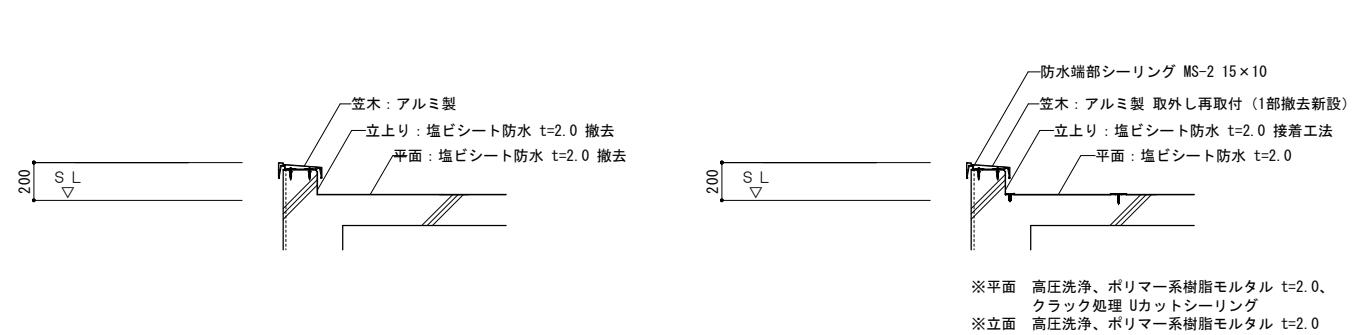
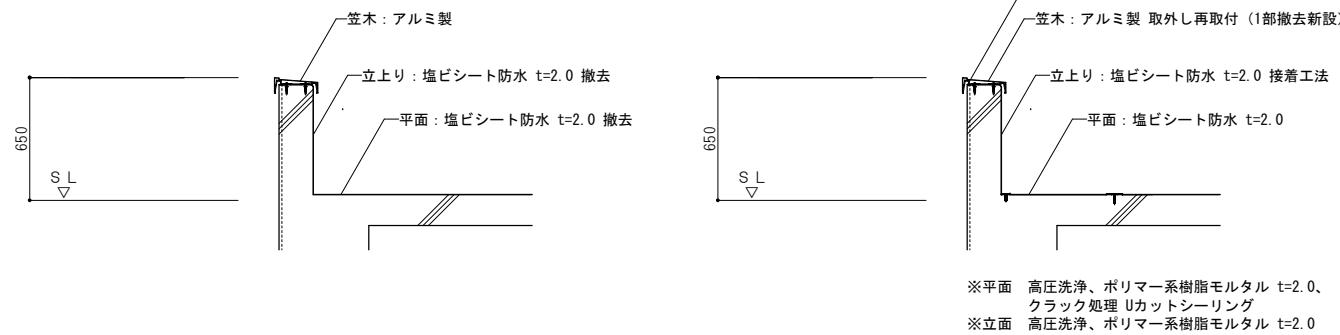
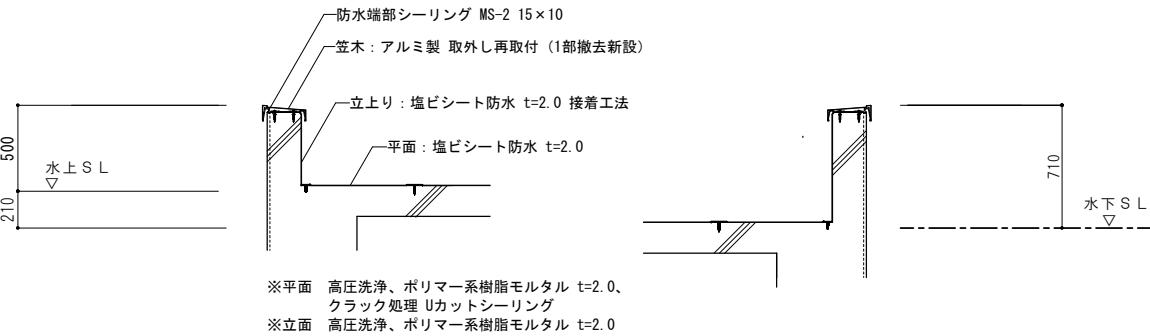
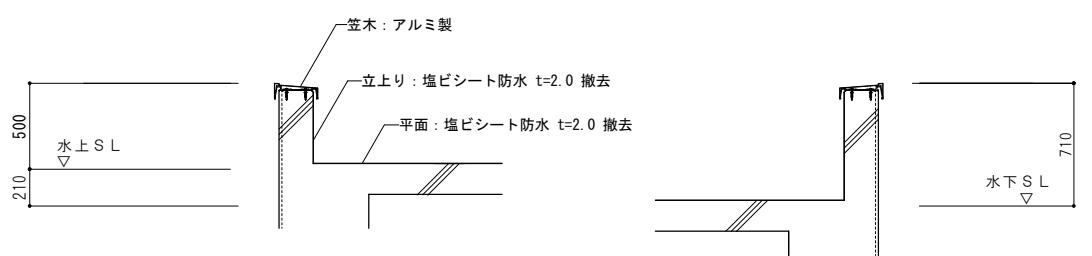


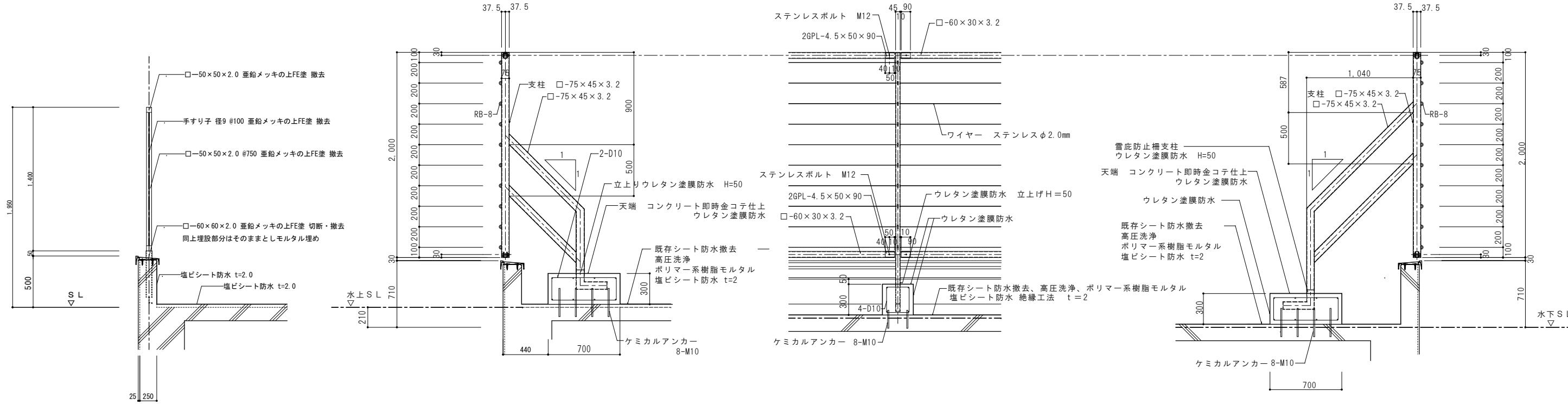




R 階 平面図 S=1/200

PH R 階 平面図 S=1/200





現況 雪庇防止柵 詳細図 S-1/20

(註) 特記なき場合は下記による

鋼材は全て溶融亜鉛メッキ(ドブ)品とする

ワイヤー端部はタンパッフル・専用クリップ止めとする

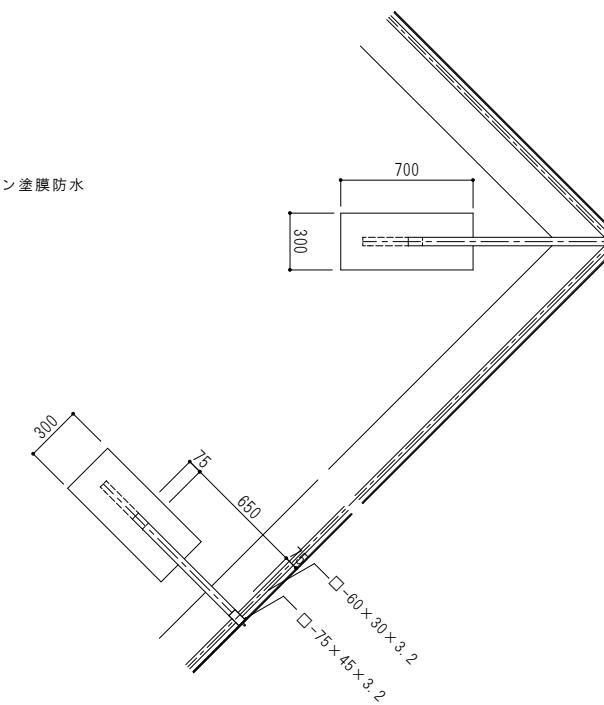
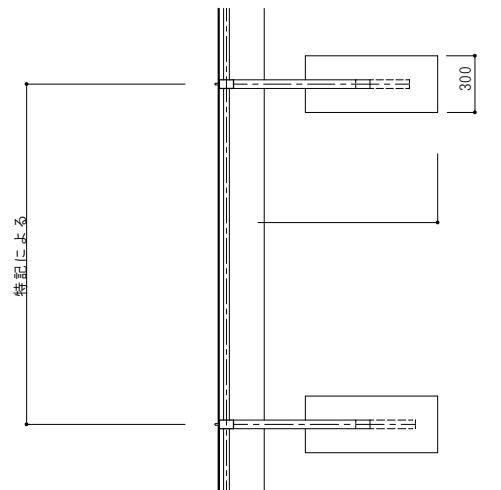
基礎コンクリート Fc-21, S-18 天端はコンクリート即時金コテ仕上 ウレタン塗膜防水

各基礎鉄筋 スラブにケミカルアンカーボルトM10 8本打込、鉄筋に接続

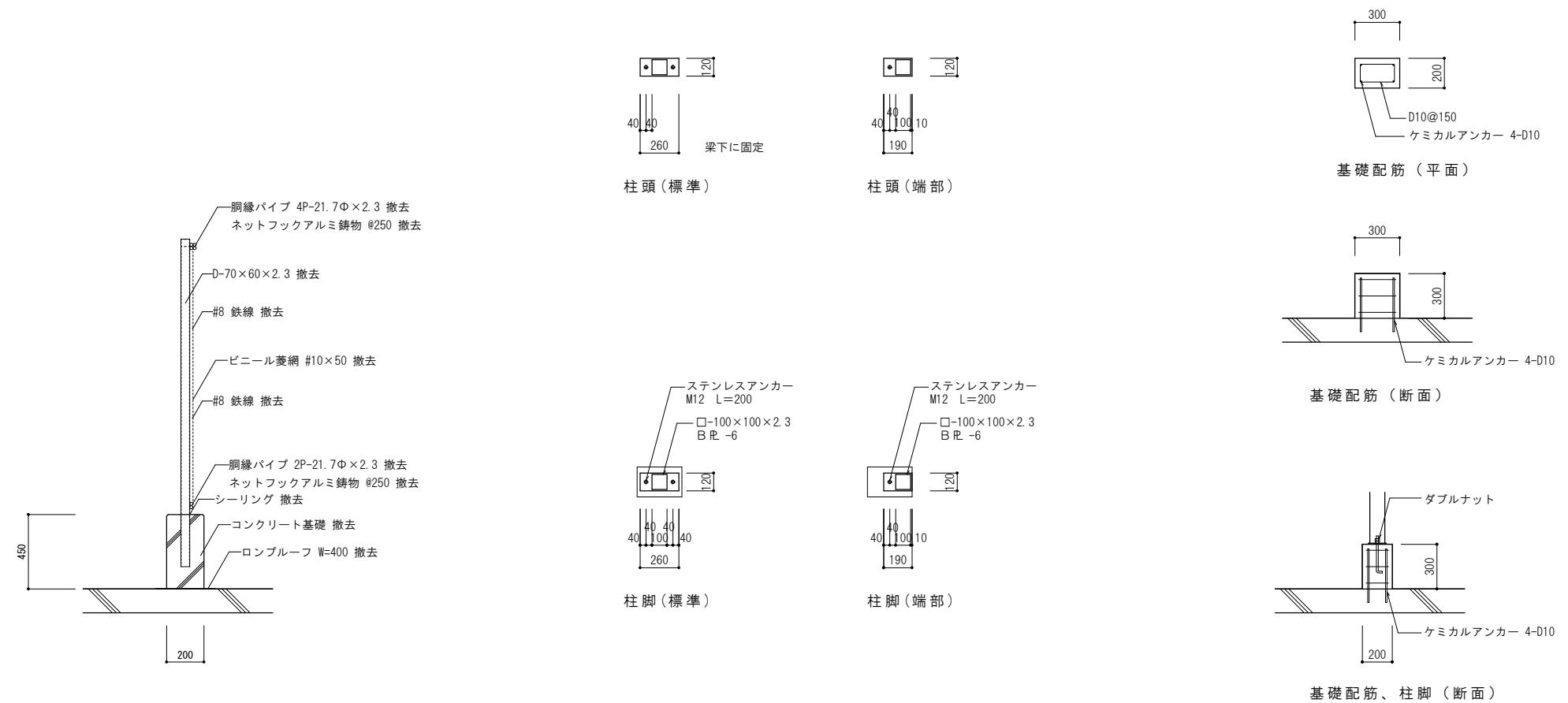
取付位置 平面図参照

雪庇防止柵支柱間隔は、平面図による

アルミ笠木：取り外し再取り付け、1部撤去新設



雪庇防止柵 詳細図 S-1/20



現況 機械室囲い・基礎詳細図 S=1/20

改修後 機械室囲い詳細図 S=1/20

改修後 機械室囲い・基礎詳細図 S=1/20

変更			一級建築士事務所 新潟県知事登録 (り)1359号 <b>株式会社 関矢設計事務所</b> 郵便番号 946-0111 新潟県魚沼市並柳182番地 Tel 025-799-2122	管理建築士 一級建築士 第228811号 関矢 茂信	工事名称 広神コミュニティセンター屋上防水及び雪庇防止等改修工事 図面名称 現況・改修後 機械室囲い・基礎詳細図	年月日 2021.12 図面番号 18 / 18
					縮尺 A1版 A3版 S=1/20 S=1/40 電機機器	